

板橋区公共交通会議について

板橋区 都市整備部 都市計画課

1 既存の会議体と、令和6年度からの対応

板橋区では、令和2年に板橋区交通政策基本計画を策定し、この計画の実行、特に公共交通に関して、区民、交通事業者、国・都・区の各行政機関の職員が一堂に会して、区内の交通施策について調査、研究及び協議する場として、令和3年に板橋区公共交通会議を設置した。これまで、会議の委員のうち交通事業者については、区内で事業を行う主たる事業者に限定していたところである。

今後、公共交通の利用促進・啓発のほか、公共交通サービス水準の相対的に低い地域への対応の検討を深めることに伴い、区内で営業を行うバスやタクシー事業者との協議・調整も大切となることから、今年度から、板橋区公共交通会議について、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」に位置付け、また、会議の委員の追加をする。

板橋区公共交通会議設置要綱

(抜粋)

(目的)

第1条 板橋区の総合的な交通体系の整備と、公共交通の維持・充実に推進し、区民生活の向上に資するため、板橋区公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について調査、研究及び協議する。

- (1) 板橋区交通政策基本計画に関する事項
- (2) 交通体系の整備、公共交通の維持・充実にに関する事項
- (3) 公共交通の利用促進に関する事項
- (4) その他、区の交通体系の整備、公共交通の維持・充実に必要な事項

2 前項の調査、研究及び協議において必要がある場合は、交通会議を道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議その他地域の公共交通に関する会議体（以下「地域公共交通会議等」という。）に位置付け、所要の協議等が行えるものとする。

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者30名以内で区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民を代表する者
- (3) 鉄道事業者を代表する者
- (4) 自動車運送事業者を代表する者
- (5) 国土交通省職員
- (6) 道路管理者
- (7) 交通管理者
- (8) 板橋区職員

(9) 前各号に掲げる者のほか交通会議の運営上必要と認める者

2 前条第2項の規定に基づき、交通会議を地域公共交通会議等に位置付ける場合は、次に掲げる者を委員とし、区長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (2) 前号に掲げる者のほか地域公共交通会議等の運営上必要と認める者

1 既存の会議体と、令和6年度からの対応

板橋区公共交通会議 委員名簿

	氏名	役職等	設置要綱割当て
1	岡村 敏之	東洋大学 国際学部 教授	学識経験者
2	山家 正道	板橋区町会連合会 副会長	区民を代表する者
3	高橋 圭子	板橋区商店街連合会 副会長	区民を代表する者
4	佐藤 勝也	板橋区観光協会 会計担当常務理事	区民を代表する者
5	島松 大典	公募委員	区民を代表する者
6	小瀧 正和	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 事業戦略部 課長	鉄道事業者を代表する者
7	小林 靖茂	東京都交通局 電車部 鉄軌道事業企画専門課長	鉄道事業者を代表する者
8	鈴木 健史	国際興業株式会社 運輸事業部 担当部長	自動車運送事業者を代表する者
9	小川 将和	関東バス株式会社 運輸部 計画・営業担当副部長	自動車運送事業者を代表する者
10	若田 瑞穂	東京都交通局 自動車部 計画課長	自動車運送事業者を代表する者
11	秦野 凌	西武バス株式会社 計画部 計画課長	自動車運送事業者を代表する者
12	山科 和仁	東武バスウエスト株式会社 運輸統括部 副部長	自動車運送事業者を代表する者
13	富樫 秀樹	一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長	自動車運送事業者を代表する者
14	清田 明德	株式会社サンベスト東信 代表取締役社長	自動車運送事業者を代表する者
15	小池 毅	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長	自動車運送事業者を代表する者
16	舟山 明久	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会 幹事	事業用自動車の運転手の組織する団体
17	久我 恒夫	東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイ・タク部会 事務長	事業用自動車の運転手の組織する団体
18	黒岩 誠	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 万世橋出張所長	国土交通省職員・道路管理者
19	佐藤 義尚	国土交通省関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送)	国土交通省職員
20	武山 信幸	東京都都市整備局 都市基盤部 地域公共交通担当課長	交通会議の運営上必要と認める者
21	松村 大	東京都建設局 第四建設事務所 副所長兼庶務課長	道路管理者
22	西東 俊郎	警視庁 交通部 交通規制課 調査担当	交通管理者
23	佐々木 敦司	警視庁 板橋警察署 交通課長	交通管理者
24	飯島 茂雄	警視庁 志村警察署 交通課長	交通管理者
25	藤田 剛	警視庁 高島平警察署 交通課長	交通管理者
26	成清 勝博	板橋区 土木部 管理課長	道路管理者・板橋区職員
27	水野 博史	板橋区 健康生きがい部長	板橋区職員
28	岩田 雅彦	板橋区 資源環境部長	板橋区職員
29	内池 政人	板橋区 都市整備部長	板橋区職員

2 地域公共交通会議としての協議

板橋区公共交通会議における議題

令和5年度まで	令和6年度以降
<p>① <u>公共交通の利用促進</u></p> <p>⇒ 既存の公共交通の徹底的な活用</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認知を高める取組・ 便利さを享受した移動の提案 <p>⇒ 外出目的と連動した利用促進</p> <p>② <u>公共交通サービス水準の相対的に低い地域への取組</u></p> <p>⇒ 既存の公共交通の活用による改善</p> <ul style="list-style-type: none">・ タクシー乗場社会実験	<p>① <u>公共交通の利用促進</u></p> <p>(同 左)</p> <p>② <u>公共交通サービス水準の相対的に低い地域への取組</u></p> <p>⇒ 地域特性や実情に合わせた、新たな取組の検討</p>
<p>地域での検討の状況に合わせて実施 (今年度は、地域での状況報告の見込)</p>	